

事業主のみなさまへ

労働保険の成立（加入）手続きは お済みですか

◇ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です ◇

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。（農林水産の一部の事業は除きます。）

労災保険とは

労働者が業務上や通勤途上で事故にあった場合に必要な保険給付を行い、被災された労働者や遺族の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を行う保険制度です。また、失業の予防や雇用機会の増大等を図るための事業も行っています。

雇用保険の適用対象となる労働者を初めて雇用する場合は、成立（加入）手続きとは別に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「事業所設置届」「雇用保険被保険者資格取得届」を提出しなければなりません。

未加入の事業主のみなさまは、次の点にご留意ください。

- ・再三の加入勧奨・手続指導をされたにもかかわらず、自主的に成立手続きを行わない場合は、最終的な手段として、政府の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定が行われます。
- ・事業主が成立手続きを行わない期間中に労働災害が発生した場合、遡って労働保険料を徴収されるほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部が費用徴収されます。

お問い合わせ 京都労働局 労働保険徴収課 電話 075-279-3220

または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所まで

京都労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html>